

国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会開催要綱

1. 目的

急激な少子高齢化、人口減少が進む我が国にあって、更なる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要である。そのための仕組みの一つとして、世界的には、個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みである personal health record (PHR) の考え方が広まっている。

我が国では、2020 年度から特定健診、乳幼児健診等、2021 年度から薬剤情報について、マイナポータルにより提供することとされており、これらを通じて、予防、健康づくりの推進等が期待されている。

また、「経済財政と運営の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)においては、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用する PHR との関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020 年夏までに工程化する」こととされており、今後は他の健康・医療等情報等も含めた PHR の活用も期待される。

このため、既に進んでいる事業の状況も踏まえつつ、我が国の PHR についての目的や方向性を明確にした上で、自身の健康に関する情報について電子データ等の形での円滑な提供や適切な管理、効果的な利活用が可能となる環境を整備していくため、関係省庁や省内関係部局との連携の下、「国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会」を開催し、必要な検討を行う。

2. 構成員

- (1) 本検討会は、健康局長が関係者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会の参集者は、学識経験者及び関係団体等の有識者とし、別紙 1 に掲げる者とする。
- (3) 本検討会の参集者のうち 1 名を座長として、健康局長が指名する。
- (4) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 運営方法

- (1) 本検討会の議事は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の庶務は、別紙 2 に掲げる関係省庁及び省内関係部局の協力を得て厚生労働省健康局健康課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

「国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会」参集者

- 岡村 智教 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
- 中山 健夫 京都大学大学院医学研究科
社会健康医学系専攻健康情報学分野教授
- ◎永井 良三 自治医科大学学長
- 長島 公之 公益社団法人日本医師会常任理事
- 樋口 範雄 武蔵野大学法学部法律学科特任教授
- 松田 晋哉 産業医科大学医学部公衆衛生学
産業保健データサイエンスセンター教授
- 宮田 裕章 慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授
- 山口 育子 認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
- 山本 隆一 一般財団法人医療情報システム開発センター理事長
- ◎座長 (五十音順、敬称略)

「国民の健康づくりに向けた PHR の推進に関する検討会」省内関係部局及び関係省庁

(省内関係部局)

医政局	総務課医療情報化推進室
医政局	歯科保健課
医政局	研究開発振興課
健康局	がん・疾病対策課
医薬・生活衛生局	総務課
労働基準局	安全衛生部労働衛生課
子ども家庭局	母子保健課
保険局	医療介護連携政策課保険データ企画室
保険局	医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
政策統括官付情報化担当参事官室	

(関係省庁)

内閣官房	情報通信技術(IT)総合戦略室
内閣官房	健康・医療戦略室
内閣府大臣官房	番号制度担当室
総務省	情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室
文部科学省	初等中等教育局 健康教育・食育課
経済産業省	商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

※この要綱に定めるもののほか、検討会に必要な関係部局・関係省庁は、健康局長が参集を求めるものとする。